

倉吉市介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

第 8 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び国の基準所得金額の設定等に係る調査における所得分布調査の結果を踏まえ、倉吉市介護保険における第 1 号被保険者の保険料率について、基準所得金額等の改正を行うものです。

また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）において、平成 30 年度税制改正及び令和 2 年度税制改正により被保険者に不利益が生じないように介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定の見直しが行われたことに伴い、倉吉市介護保険条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 保険料率の対象年度、基準所得金額及び税制改正に伴う特別控除額を改めることとした。
(第 2 条関係)
- 2 税制改正に伴う保険料率の算定に関する基準の特例について定めることとした。
(制定附則第 15 条関係)
- 3 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
(改正附則第 1 項関係)
- 4 この条例による改正後の第 2 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。
(改正附則第 2 項関係)

倉吉市介護保険条例の一部を改正する条例

倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,300円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項に規定する特別控除額</u>を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零</u>とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 111,200円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、当該各号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,300円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項に規定する特別控除の額</u>を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 111,200円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、当該各号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p>

- (1) 前項第1号に掲げる者 23,000円
- (2) 前項第2号に掲げる者 38,300円
- (3) 前項第3号に掲げる者 53,600円

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第14条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号から第14号までの各号のアに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

- (1) 平成30年度における前項第1号に掲げる者の保険料率は、34,500円とする。
- (2) 平成31年度における保険料率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める金額とする。
 - ア 前項第1号に掲げる者 28,700円
 - イ 前項第2号に掲げる者 47,900円
 - ウ 前項第3号に掲げる者 55,600円
- (3) 平成32年度における保険料率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める金額とする。
 - ア 前項第1号に掲げる者 23,000円
 - イ 前項第2号に掲げる者 38,300円
 - ウ 前項第3号に掲げる者 53,600円

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2

年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。